

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 課徴金納付命令対象者（１）について

- （１）金融商品取引法第175条の2第2項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第4項第2号の規定により、情報受領者等が株券等の買付けをした場合、当該株券等の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格 3,160 円に当該株券等の買付けの数量を乗じて得た額から、当該株券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\{(3,160 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - (1,705 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 1,936 \text{ 円} \times 400 \text{ 株})\} \times 1/2 \\ = 681,300 \text{ 円}$$

- （２）金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記（１）で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、680,000 円となる。

2. 課徴金納付命令対象者（２）について

- （１）金融商品取引法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格 3,160 円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(3,160 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - (1,705 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 1,936 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) \\ = 1,362,600 \text{ 円}$$

- （２）金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記（１）で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,360,000 円となる。